

教育民生委員会所管事務調査報告書

【はじめに】

自分の居場所を持つことは、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題である。特に子どもの居場所は、社会構造や経済構造の変化により、かつては居場所となり得た空き地や路地裏など、子どもが自由に遊び過ごせる場は減少し、ボール遊びなどが禁止されている公園も多く、放課後の時間において子どもが自由に過ごせる時間が減っており、子どもが居場所を持つことが難しくなっている。また、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加など、子どもを取り巻く環境は一層厳しさが増すとともに課題が複雑化しており、子どもの権利が侵害される事態も発生している。

このような背景から、国は子どもの権利を基盤とした居場所づくりについて「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、児童館は、児童福祉施設として子ども・子育て支援及び子どもの健全育成の推進の役割を担うこととなり、令和6年には児童館ガイドラインが改正され、子どもの居場所として更なる機能強化が期待されている。

本市では、放課後児童クラブ事業、長期休暇子どもの居場所事業など子どもの居場所に係る様々な施策が展開されている中で、児童センターを中心とした子どもの育ちを支える場の形成の重要性が高まっている。また、現在の児童センターは施設が手狭で老朽化も進んでいることから、公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行い、亀山公園内の旧市立図書館への移転方針が決定されている。

以上のことから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、新たな児童センターを中心とした子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するとともに、子どもの育ちを支える場の形成について、調査・研究し、検討した結果をここに報告する。

【現状把握】

当委員会では、子どもの遊び場の充実や文教施設等の活用などの現状を把握するため、子ども未来部子ども政策課から、児童センターの現状と課題、新児童センターの考え方、子どもの居場所に係る施策、児童館ガイドラインなどの資料を求め、聞き取りを行った。

1 児童センターの現状と課題

児童センターは、昭和54年に建築されており、1階部分に図書室、遊戯室、トレーニング室、トイレ、事務室、湯沸かし室がある。2階部分に集会所、トイレ、子育て支援「かめのこ」の事務所がある。子育て支援「かめのこ」の事務所は行政財産目的外使用許可により使用許可している。

利用者数は、令和2年度で4,429人となり新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したが、回復傾向にある。利用者数を地区別で見ると亀山西小学校区の利用者が一番多く、次いで亀山東小学校区、井田川小学校区の順である。

課題は、施設の老朽化に伴い、毎年一定の修繕費用が必要となってきたことであり、またトイレについては男女共用で、子ども用はなく、車椅子による使用ができず、バリアフリーに対応していないことである。

児童センターはゼロ歳児から18歳未満の子どもまで幅広く利用できる施設であるが、授乳室、おむつ替えスペースがない。またファミリーサポートセンター事業と十分に連携を取っていくには、スペースが少なく、駐車場もない。

2 新たに設置する児童センターの考え方

現在の児童センターは、施設が手狭で老朽化も進んでいることから、公共施設跡地等活用検討委員会において検討を行い、亀山公園内の旧図書館への移転方針を決定した。移転に際しては、児童センターの機能だけでなく、複合的な活用を図っていくという方針が示されている。

国のこどもの居場所に関する指針や、それを受けた児童館新ガイドラインの考え方にも対応し、更に利用しやすい施設となるよう検討している。

3 児童センターに関する法令等

児童館は、面積要件などに応じて小型児童館、児童センター、大型児童館のように、いくつかの種別が存在している。

児童センターは、児童福祉法第40条の児童厚生施設に該当する。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、第6章の児童厚生施設において設備や職員について定められている。

都市公園内に児童センターを設置できる根拠は、児童館が都市公園法第2条第2項に規定する公園施設に該当するからである。同時に、児童館が同法施行令第5条第5

項第1号の体験学習施設または第5条第8項の集会所等に分類されることから、都市公園内に設置しているという例が多いことも根拠である。

参考

児童福祉法 抜粋

(児童厚生施設)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第6章 児童厚生施設 抜粋

(設備の基準)

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(一から六まで 略)

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

都市公園法 抜粋

(定義)

第2条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

(一から二まで 略)

- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

- 一 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの

- 四 ブランコ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
- 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
- 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
- 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園法施行令 抜粋

(公園施設の種類)

第5条 (略)

(2から4まで 略)

- 5 法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

- 一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

(二から三まで 略)

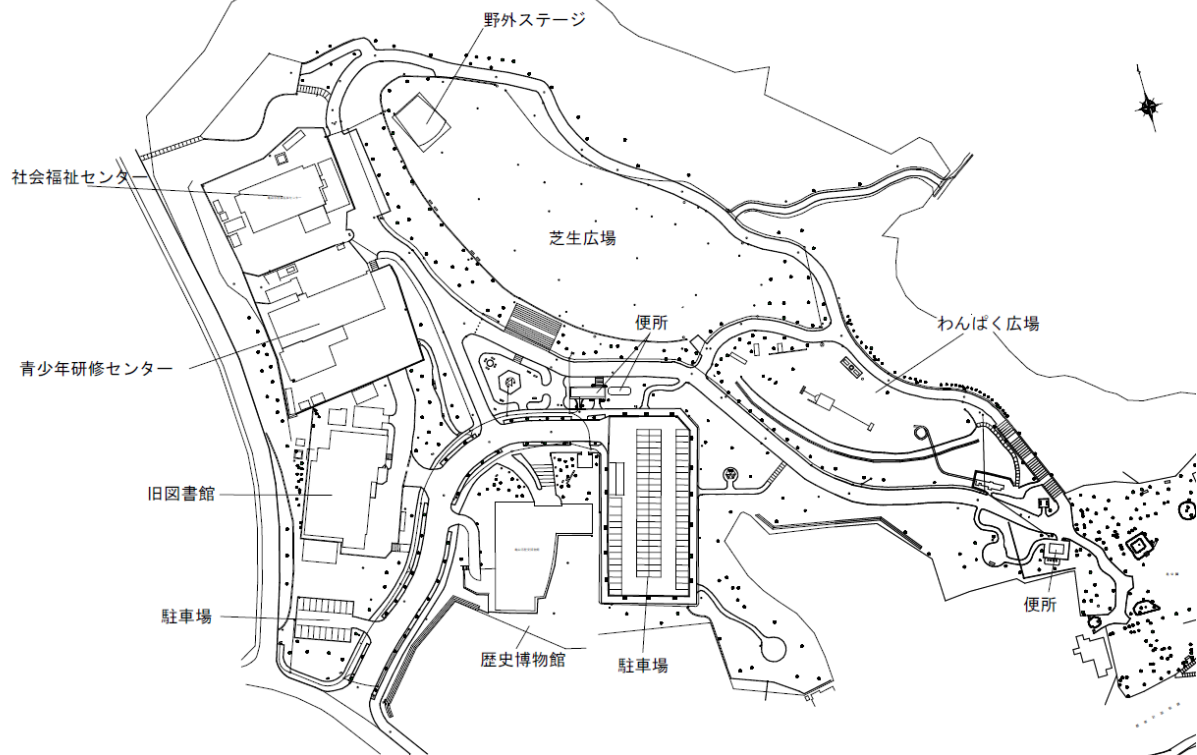
(6から7まで 略)

- 8 法第2条第2項第9号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。

4 新たな児童センターを中心とした文教エリア及び関係施設の現場確認

旧図書館、歴史博物館、青少年研修センター、社会福祉センター、わんぱく広場を含めた亀山公園全体図は、次のとおりである。また、令和7年3月28日に旧図書館等の施設の現場確認を行い、概要を把握した。

平面図



都市公園（亀山公園）内の公共施設の概要について				
施設名称	歴史博物館	旧図書館	青少年研修センター	社会福祉センター
管理者（部署）	市 （市民文化部歴史博物館）	市 （教育委員会図書館）	公益財団法人 亀山市地域社会振興会	社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会
建築年	平成6年	昭和55年	昭和53年	昭和51年
階数	2階	1階	2階	3階
延床面積	1,731㎡	958㎡	1842.2㎡	1706.29㎡
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
耐震状況	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり	耐震性あり
利用者数 （令和5年度実績：人）	7,200	—	30,086	9,122
年間管理費 （令和5年度決算：千円）	28,153	1,200	15,000	9,243
課題問題点	・ 建築から30年が経過し、外壁や躯体、その他設備の更新、長寿命化の費用負担が課題である。	・ 旧図書館跡地の管理が現在、教育委員会である。 ・ 使用していく上でAED、消火器等設備の更新が必要となる。 ・ 施設看板（図書館）をはずす必要がある。	・ 施設の老朽化が進んでいる。 ・ 利用者のためにエレベーター設置、フリーwifi設置が必要である。	・ 昭和51年に建設され、平成12年度に耐震工事を含む大規模改修を行っており、その後、外壁の塗装工事や天井の雨漏り修繕などを行っているが、老朽化により毎年修繕箇所があるのが現状である。

5 こどもの居場所に関する指針及び児童館新ガイドライン

こどもの居場所に関する指針は、令和5年12月に閣議決定され、子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための施策の根拠となるものであり、この指針の内容を基に、全国でこどもの居場所づくりを推進していく。

児童館ガイドラインは、こども基本法及びこどもの居場所づくりに関する指針の理念、趣旨や内容を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の児童館を取り巻く動向等を踏まえて、令和7年4月1日付で改正された。児童館は、このガイドラインに基づき、こどもの居場所としての更なる機能強化が期待されている。

6 児童センターに係る国の補助制度

次世代育成支援対策施設整備交付金は、次世代育成支援対策推進法に規定する交付金であり、内閣府令に規定する「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために国が交付し、児童センターの改築費用や解体費用に活用できるものである。負担割合は、国3分の1、県3分の1、市3分の1である。

こども・子育て支援事業債は、こども基本法に基づく、市のこども計画に位置付けた地方単独事業として実施する児童館、保育所などの児童福祉施設の環境改善事業に活用できるものである。充当率が90%、交付税措置率が50%となっており、事業期間は令和10年度までである。

7 子どもの居場所に係る施策

施策名	施策の概要
放課後児童クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み、冬休み、春休みに適切な生活の場を提供するものである。
長期休暇子どもの居場所事業	保護者が就労などの理由により、家庭で見守ることができない小学生を対象に、長期休業期間中（夏休み、冬休み、春休み）の居場所づくりを行うものである。
ファミリーサポートセンター事業	保育所、幼稚園、小学校等の開始前、終了後、冠婚葬祭、買い物などの場合に子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望に応じて、子育てのお手伝いができる人（援助会員）を紹介し、一時的に子どもを預かるものである。
教育支援センター事業	市内小中学校における不登校児童生徒の学習・生活指導等の支援及びその保護者に対する相談を図るため、亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置、運営する。また、不登校児童生徒の受け入れ、支援、学校との連携等の業務を特定非営利活動法人亀っ子サポートに委託するものである。
学習支援事業	生活困窮世帯等の児童生徒の学習を支援するため、講師及びスタッフによる学習支援や学習を行う場所を提供するものである。
ひきこもり支援（オンライン相談）	対面でのコミュニケーションや外出が難しい方々が、アバター操作やチャット機能、音声通話機能を使って、自宅などから交流支援や相談支援を受けることができる「オンライン居場所」を提供するものである。
子育て支援事業（園庭・園開放）	幼稚園、保育所、認定こども園では、園庭や保育室を開放し、保護者の方と自由に遊べる日を設けている。また、子育て相談も随時受け付けている。
子育て支援センター	就学前の子どもと保護者が安心して楽しく遊べる場所であり、市内に5箇所ある。子育て情報の提供や子育て相談等いろいろな活動を通して、子どものすこやかな育ちを支援する。①亀山子育て支援センター「あいあいっこ」、②関子育て支援センター「あすれっこ」、③「のんの」（野登ルンビニ園内）、④「コスモス倶楽部」（亀山愛児園内）、⑤「なぎの木」（川崎愛児園内）

8 ファミリーサポートセンター移転の考え方

ファミリーサポートセンターは旧図書館へ移転する方針であり、そのことにより期待できる効果は、市においても、児童センター機能とファミリーサポートセンター事業が連携することで、当該事業の充実が期待できる。

また、国において、令和３年度からファミリーサポートセンター事業について会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合の加算を子ども・子育て支援交付金に創設している。

【意見交換会】

令和7年5月21日に子育て支援「かめのこ」、魚と子どものネットワーク、Windsolと「子どもたちの育ちを支える場のあるべき姿や、どんな児童センターが必要かについて」をテーマに意見交換を行った。

《主な意見等》

○子どもたちの育ちを支える場のあるべき姿、児童センターに求められる機能等

- ・本物の自然に触れることができる。
- ・広い空間で静かに過ごすことができる。
- ・地域とつながることができる。
- ・自由に動きまわることができる。
- ・心のふるさとづくりが大切である。
- ・感性が豊かな真っ白な時に触れ合うことができる。
- ・大人になっても行ける場。
- ・多世代と一緒に交流できる場。
- ・誰でも気軽に行けて活用できる場。
- ・体験を通じて親子のきずなを深める場。
- ・拠点性や象徴性を持った施設が必要である。
- ・親子がフィールドワークすることができる。
- ・使用許可が毎回必要となるようなものではなく、容易に使用できる施設。
- ・情報共有の基盤となる施設。
- ・親子が安心できる場。
- ・年齢を問わず、安心安全で開かれた場。
- ・飲食、勉強、自然体験、囲碁、将棋、ワークショップなどができる場。
- ・外と内をつなぐウッドデッキ。
- ・施設の管理方法をどのようにするか、児童センターまでの移動手段は課題である。
- ・学校に行きづらい人も行くことができる場。
- ・団体が活動しやすい環境づくりを児童センターが担う。
- ・共同で利用できる乳幼児用の部屋があると良い。
- ・気軽に外に行ける場。
- ・体験活動しやすい場所のコーディネーターがいたら良い。
- ・児童センターが自然につながる仕掛けが必要である。
- ・子どものたまり場、コミュニティをつくる。
- ・子どもを連れ出すための窓口になると良い。

○その他

- ・こども劇場などの他団体との横のつながりが必要である。情報共有の場が必要である。
- ・団体の事務所がないため、代表者の自宅を事務所としている。
- ・活動には参加費用を必要とするため経済格差が生まれ、結果、体験格差につながる。
- ・備品（ライフジャケットなど）において子どもが対象なので成長に伴い不要となるため、相互共有が必要である。また、備品の保管場所の確保が難しい。
- ・市内各地域の空き地の情報を提供してほしい。
- ・自然環境を保護し、子どもたちが自然に慣れ親しむ機会が必要である。

【行政視察】

7月28日から29日にかけて、岐阜県海津市の「海津市こども未来館 ZūTTo」、愛知県田原市の「田原市親子交流館すくっと」、四日市市にある「NPO 法人 体験ひろばこどもスペース四日市」及び津市の「こどもまんなか社会実現会議」について、行政視察を実施した。

1 海津市こども未来館 ZūTTo

海津市は、市長就任時の政策目標「子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現する上で、「子育て支援の充実」を重点施策の一つに位置付けて取組を進め、総合福祉会館「やすらぎ会館」を子育て支援の拠点施設として「海津市こども未来館」を設置した。

福祉会館から子育ての拠点施設へ機能転換を図り、社会環境が変化する中で、「福祉」から「子育て」へという市長の強い思いが感じられた。また、施設内のこども図書館は、ただ本が置いてあるだけでなく司書もおり、本館や県立図書館との連携も取れる図書館として参考にすべき事例である。

2 田原市親子交流館すくっと

田原市は、三河田原駅前工場跡地を住民の意向に沿った活用を図っていく方針を定め、子育て世代包括支援センターの機能を持たせた親子交流施設「田原市親子交流館すくっと」を整備した。

施設の特徴的なところは、保育士資格を有する子育てコンシェルジュの配置、一時預かりサービス、子育て支援センター機能、妊娠・出産・子育て総合相談窓口設置、各種支援によるワンストップサービスが提供されているところである。

また、親が安心して子どもの遊ぶ姿を見守ることができ、親同士が交流できる環境が整備されている素晴らしい施設であると感じた。

3 NPO 法人 体験ひろばこどもスペース四日市

1972年に四日市子ども劇場を立ち上げ、そこから取組がスタートしている。本施設は、子どもの権利条約に基づき、0歳から大人までの体験を提供しており、子どもを取り巻く大人たちを支援するとともに、子どもに敬意をもって接し、たくさんの人との出会いが作られる中で、多様な生活体験、社会体験の機会を創造し、最終的に親と子どもの自立につなげていく活動を展開している。

特徴としては、利用者がスタッフとなるような仕組みができており、利用者が学びながらスタッフとしての資質を向上させることができる環境があることである。また、中学生がボランティアとして関わり、その子たちの居場所につながっている。

4 こどもまんなか社会実現会議

津市は、令和7年3月に策定したこども計画に基づき、こども・若者、子育て当事者の意見表明の仕組みとして、「総合会議」、「こども会議」、「事業推進会議」の3つの会議で構成される「津市こどもまんなか社会実現会議」を設置している。

事業推進会議のテーマであるこどもの遊び場づくり事業に対して子どもたちが設計段階から関わり、このような経験は子どもたちにとってかけがえのないものとなると感じた。また、事業を進める上で、子どもの意見を聴く姿勢が強く表れている。市民の意識改革にもつながると感じた。

総括

こども施策全体の強力な推進には、首長の判断が大変重要な役割を果たすと感じた。また、こどもまんなか社会実現会議のように施設の利用者である子ども、若者の意見を聴く新たな手法を検討する必要もある。子どもの権利を尊重し、大人が決めるのではなく、子どもの自主性を重んじ、いきいきと楽しく成長できる居場所を提案することで、市の施策につなげることが重要である。

【検討結果のまとめ】

教育民生委員会として、調査・研究テーマに掲げた「子どもの育ちを支える場の形成」について、現状把握、意見交換、行政視察を行い、協議を積み重ねて検討した結果の課題・問題点は、次のとおりである。

- 1 市は放課後児童クラブ事業、子育て支援センター事業など様々な子どもの居場所に係る施策を行っているものの、児童福祉法やこども基本法が求める理念に則した施設整備につながっていない。
- 2 現在の児童センターは、老朽化が進み、既存の設備では中高生を含む多様な利用者に対する合理的配慮や利便性が十分ではなく、児童センターとして求められる機能を十分持ち合わせていない。
- 3 自然と触れ合える活動を行う市民活動団体は積極的に活動しているものの、広く自然と触れ合える遊びをする機会が充実していない。
- 4 子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会が十分ではなく、相互連携の仕組みもできていない。
- 5 子どもの居場所に係る施策の対象は児童が中心となっており、中高生の居場所づくりについては十分ではない。

よって、教育民生委員会として、「子どもの育ちを支える場の形成」について、下記のとおり市長に提言する。

記

- 1 新たな児童センターについては、児童福祉法やこども基本法が求める理念を尊重し、全ての子どもが、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する施設及び体制づくりに取り組むこと。
- 2 旧図書館については、文教エリアとしての意義を尊重し、子ども図書館の機能を含む子育て支援に特化した新たな児童センターとして整備すること。
- 3 新たな児童センターについては、全天候型施設とし、加えて広く自然と触れ合える遊びの機会の充実に努めること。
- 4 子育てサポートに係る市民活動団体相互の意見交換や交流の機会を確保し、団体間の相互連携の仕組みを構築すること。
- 5 子ども・若者等の様々な世代の意見を聞く体制を整備するとともに、中高生の居場所づくりを検討すること。